

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（平成27年6月1日京都市条例第 2 号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例第2条の規定による申出があった次の表に掲げる特定非営利活動法人について、京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会の意見を聴き審査したところ、同条例第3条に定める指定の基準に適合すると認められたため、地方税法第314条の7第1項第4号の規定に基づき、当該特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を個人の市民税の税額控除の対象とすることとしました。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地の2

この条例は、平成27年6月1日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月1日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 2 号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項を次のように改める。

特定非営利活動法人劇研	京都市左京区下鴨塚本町1番地
特定非営利活動法人フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地の 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)